

令和7年度

令和7年度交通流監視カメラ装置回線仕様書

島根県警察本部

目 次

1	事業概要	
(1)	事業の目的	1
(2)	事業の範囲	1
(3)	初期導入期間等	1
(4)	対象拠点	1
2	調達内容	
(1)	通信回線	1
(2)	通信機器	1
3	契約条件	
(1)	広域イーサ網区間	2
ア	通信事業者	2
イ	サービスの種類	2
ウ	データ通信方式	2
エ	回線接続	2
オ	複数回線接続	2
カ	回線速度	2
キ	サービスレベル	2
ク	透過性	2
ケ	通信インターフェイス	3
コ	サービス品質基準 (SLA)	3
カ	トラフィック管理	3
(2)	セキュリティ対策	3
ア	透過性	3
イ	閉域性	3
4	導入	
(1)	引込み	3
ア	敷設場所	3
イ	工事の実施	3
ウ	回線終端装置	3
(2)	開通及び課金開始	3
(3)	既設回線の廃止手続き	3
(4)	導入時の体制及び導入スケジュール	3
ア	導入時の体制	3
イ	導入スケジュール	3
(5)	導入に伴う工事について	4
ア	工事の範囲	4
イ	事前調査	4
ウ	作業員名簿の提出	4
5	保守条件	
(1)	対象範囲	4
(2)	障害復旧	4
(3)	障害対応	4
6	その他	
(1)	守秘義務	4
(2)	設備の扱い	4
(3)	完成図書	4
(4)	暴力団排除措置について	4

1 事業概要

(1) 事業の目的

各交差点等に設置済の交通流監視カメラ装置を用いて、島根県警察本部（以下「警察本部」とする。）において各交差点等（以下「拠点」とする。）の交通状況を監視する目的から、ネットワーク回線を更新するものである。

(2) 事業の範囲

警察本部と各拠点間を、広域イーサ網区間により構成するネットワークに関連する全ての機器及びサービスに適用する。

(3) 初期導入期間等

ア 初期導入期間

契約の日から令和7年10月31日までの間とする。

イ 回線利用期間

令和7年11月1日から令和12年10月31日までの間とする。

(4) 対象拠点

本事業における対象拠点は下記のとおりとする。

拠点名	場所
春日北交差点	松江市春日町
川津 I C 入口交差点	松江市下東川津町
出雲郷交差点	松江市東出雲町
松江西ランプ交差点	松江市乃白町
大島交差点	出雲市大島町
国土交通省前交差点	松江市東津田町
国道9号、国道54号分岐交差点	松江市宍道町
佐太神社入口交差点	松江市鹿島町
県立盲学校前交差点	松江市西浜佐陀町
江島交差点	松江市八束町
警察本部	松江市殿町8-1 7階

2 調達内容

(1) 通信回線

本仕様書に明記するセキュリティ要件、回線速度等を満たすことが可能な回線について、契約時初期費用、引込工事費用及び月額費用が明確になるよう提示すること。

なお、月額費用は定額制とすること。

(2) 通信機器

月額費用には、広域イーサ網区間のサービスに必要な回線終端装置までの使用料

金を含むものとする。

3 契約条件

(1) 広域イーサ網区間

ア 通信事業者

広域イーサ網区間において自ら回線を所有し、電気通信業法第9条の登録を受けた事業者であること。

イ サービスの種類

安定した帯域の確保が可能で、拡張性に優れ、かつ高レベルなセキュリティ技術を有していること。

ウ データ通信方式

レイヤー2レベルサービスとし、島根県警察が専用回線相当と認める通信方式とすること。

エ 回線接続

接続拠点の増設が容易であること。

オ 複数回線接続

複数の端末を接続した際、個々のデータ量が一時的に増大した場合においても、他の回線に影響を与えないこと。

カ 回線速度

以下に示す回線速度を有しており、回線形態は帯域保証型または帯域確保型であること。また、減速や増速などの回線速度変更が可能であること。

拠点名称	回線速度
春日北	10Mbps以上
川津IC入口	10Mbps以上
出雲郷東	10Mbps以上
松江西ランプ	10Mbps以上
大島	10Mbps以上
国土交通省前	10Mbps以上
国道9号、国道54号分岐	10Mbps以上
佐太神社入口	10Mbps以上
県立盲学校前	10Mbps以上
江島	10Mbps以上
警察本部	100Mbps以上

キ サービスレベル

インターネット等の部外接続から隔離され、島根県警察が専用回線相当と認める閉域網であり、QoS(Quality of Service)に対応していること。

ク 透過性

TCP/IPのネットワークプロトコル、RIP、OSPF、BGP4等の各種ルーティングプロトコルや、各種VLANプロトコルが透過できるシームレスなネットワークであること。

ケ 通信インターフェイス

警察本部の終端でのインターフェイスのコネクタ形状は、RJ-45であること。

コ サービス品質基準(SLA)

故障回復時間に対するSLA基準について、約款に定めのない事項については、島根県警察と協議の上、契約時に決定すること。また、上記SLA基準に該当する事例が発生した場合は、一定率の料金を返還するものとし、発生した障害等の内容を書面で報告すること。

サ トラフィック管理

ネットワークの運用状況を把握するため、中継回線を通るトラフィック量を確認できる機能を有すること。

(2) セキュリティ対策

ア 透過性

IPsecによる暗号通信に対応できる仕様であること。また、シームレスなVPNを構築運用することが可能であること。

イ 閉域性

島根県警察が使用する通信回線と、インターネット接続に使用する回線が物理的に隔離されていること。

4 導入

(1) 引込み

ア 敷設場所

広域イーサネット区間の引込みや構内配線を敷設する場合は、島根県警察が指定する場所に敷設することとし、ケーブル類はプロテクター等により保護すること。

イ 工事の実施

広域イーサネット区間の引込みに伴い、光成端箱の設置、管路敷設等の必要な工事が発生した場合は、受注者において行うこと。

ウ 回線終端装置

広域イーサネット区間の終端装置の設置場所は、島根県警察の指定する場所に設置すること。

(2) 開通及び課金開始

広域イーサネット区間について、初期導入期間は契約日から令和7年10月31日の間、開通は令和7年11月1日とし、課金開始は開通日とすること。

(3) 既設回線の廃止手続き

既設回線の利用は令和7年10月31日までとし、既設回線の廃止が発生する場合はその事務手続きは受注者において実施すること。

(4) 導入時の体制及び導入スケジュール

ア 導入時の体制

導入作業に係る人員体制資料を事前に作成し、島根県警察の承認を得ること。

イ 導入スケジュール

事前に導入計画書を作成し、島根県警察の承認を得ること。

(5) 導入に伴う工事について

ア 工事の範囲

本事業の実施に伴い、島根県警察が管理する庁舎内の施設に対し、何らかの工事が必要な場合は、本事業の範囲内において行うこと。

イ 事前調査

工事を施工するに当たっては、事前に現地調査を実施するとともに、島根県警察と協議の上、計画を策定し、施工すること。

ウ 作業員名簿の提出

島根県警察が管理する庁舎内で工事を実施する際は、従事する人員の名簿(以下、「作業員名簿」とする。)を事前に提出すること。

5 保守条件

(1) 対象範囲

広域イーサネット区間を保守の対象範囲とする。

(2) 障害復旧

データ通信が不能となった場合は、情報通信機器を保守する事業者と連携を計り、迅速な復旧に努めること。

(3) 障害対応

障害の確認から受付、復旧までを請負い、24時間365日対応を行うこと。

6 その他

(1) 守秘義務

受注者(本事業の契約者、保守員等)は、本工事により警察施設内で知り得た警察業務上の秘密について、第三者へ漏らしてはならない。また、本事業の遂行上保秘を必要とする情報を第三者へ漏らしてはならない。

(2) 設備の扱い

回線の移転等に伴い不要となった設備については、島根県警察の要請に従い撤去すること。また、島根県警察の許可なく移動又は廃棄をしてはならない。

(3) 完成図書

警察関連施設に対して回線工事を行った際には、完成図書を1部作成し、島根県警察に提出すること。また、回線敷設、管路敷設等の工事図面も同様に提出すること。

(4) 暴力団排除措置について

受注者は、島根県暴力団排除条例(島根県条例第49号)、島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年6月30日島根県告示第454号)の内容及び趣旨を十分理解し、業務を行うものとする。